

本会は、平成 29 年 8 月 30 日開催の理事会における発議と同年 9 月 2 日開催の責任役員会への上程を経て、運営規則第 40 条ならびに第 10 条に基づき、同月 9 日に、下記の通り処分を行います。

記

1.対象者

活動名 樋茂 佑吾

所属・役職 責任役員会 代表役員※1

グループ連携機構 機構長

国内事業部 アデクト編集部 編集長

同 匿名クラブコアブランド

2.処分内容

除名

3.処分の理由

当該会員は第 7 代会長在任中、運営規則上課せられた職務を繰り返し故意に怠り、本会の運営ならびに匿名クラブ CB の活動に深刻な悪影響と回復不可能な損害を与えた。当該会員は役職退任後退会の意向を示していることから、これらについて反省していない事は明白である。

匿名クラブグループ全体の指導者たる地位にある会長が、このような態度を取った事は許されるべきでない。よって当該会員を運営規則第 40 条イ※2、ニ※3に基づき除名処分とする。

4.補足

※1：当該会員は平成28年6月27日より責任役員であり、代表役員を兼任していた。平成29年8月8日に責任役員の改選が行われ、当該会員は責任役員の職を解かれた。しかし代表役員の選任は処分決定日の9月10日時点で行われていないため、運営規則第8条ホに基づき、当該会員は引き続き代表役員の職にある。なお「3.処分の理由」にある通り当該役員の職務怠慢は恒常化しており、7月26日以降は一切職務を行っていない。また、本処分により、本会の代表役員は現在も責任役員を兼務する上永顕理先生一名のみとなるため、代表役員の選任は行わない。

※2：運営規則第40条イ(抜粋)

本会は、以下の役員に対し戒告します。

1:本会において、課せられた職務を故意に怠った会員

※3：運営規則第40条ニ

本会は、前3項に定める行為を行った会員のうち、特に団体運営への悪影響が顕著で、かつ反省の色が見られず、再度問題を発生させる可能性が極めて高い会員を除名することができます。